四　受講者の知識及び能力の習得が確認できる修了試験を行い、当該試験に合格した者に対して、修了証明書を交付するものであること。

別表

事項	時間
1　旅行業法及びこれに基づく命令についての知識	二時間以上
2　旅行業約款、運送約款及び宿泊約款に関する知識	二時間三十分以上
3　国内旅行実務 一　本邦内の運送機関及び宿泊施設の利用料金その他の本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関連する料金に関する知識 二　その他本邦内の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力	一時間以上

○環境省告示第五十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年九月環境省告示第九十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方環境事務所長に委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日　環境大臣　石原　伸晃

表中「小規模地方公共団体対策技術率先導入補助事業」、「先進的次世代車普及促進事業」及び「地球温暖化対策推進事業費補助金」を削る。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十六年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十五年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○東北地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　東松島市赤井字新南八六番から石巻市蛇田字新沼田四八番一まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
青森市浪岡大字下十川字扇田一九二番四から同市浪岡大字女鹿沢字西花岡九四番一まで	前	A 一一・八〇～四五・一〇（メートル）	二・一九三（キロメートル）	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 三九・三〇～一七六・四〇	一・九八三	
	後	B 三九・三〇～一七六・四〇	一・九八三	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市太白区東大野田三一二番一から同市太白区郡山八丁目五一三番一三まで	前	三三・四二～三七・六二（メートル）	一〇〇・一三〇（キロメートル）
	後	三七・六九～五七・七八	〇〇・一三〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　仙台市太白区東大野田三一二番一から同市太白区郡山八丁目五一三番一三まで　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号及び百十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鶴岡市本田字富家田八九番から酒田市広野字大堰西一二六番まで	前	A 二九・〇〇～一三・二〇（メートル）	七一・二〇（メートル）	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・二〇～一八八・〇〇	一・〇六五（キロメートル）	
	後	B 一三・二〇～一八八・〇〇	九・〇五四	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月一日　東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十二号